

市報第6号 横浜市市税条例等の一部改正についての専決処分報告

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布されました。

法改正に伴い市税条例等の改正が必要となる項目のうち、「軽自動車税の環境性能割」の廃止に係る所要の措置については、改正地方税法の公布後速やかに市税条例等を改正する必要があることから、令和8年4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づく市長専決処分により、横浜市市税条例等の一部を改正しました。

そのため、同条第3項の規定に基づき、本定例会で専決処分について御報告し、承認をお願いするものです。

税目	改正の内容
軽自動車税	<p>○ 軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う規定の整備 [市税条例第71条、第71条の2、第72条の2から第79条まで、第81条、第81条の2及び附則第16条の3から第18条まで 等]</p> <p>令和8年度税制改正により、軽自動車税（環境性能割）は令和8年3月31日をもって廃止し、軽自動車税（種別割）を軽自動車税とすることとされたため、市税条例等においても、税制改正の内容に合わせて関係する規定を整備しました。</p>